

人権協地区委員会活動の紹介

桃山台地区委員会の活動の紹介

3月9日(土)、桃山台地区委員会発足二十周年記念にあらためて学習したく、茨木市人権三島地域協議会の北場好信先生をお招きして、幅広く身近な人権についてお話ししていただきました。

私達は日常生活の中で多くの人と接していますが、何気ない一言が相手を傷つけているかもしれない、一人ひとりの人権意識が問われています。

また、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアが大きな役割を果たす現代社会においては、一人ひとりが人権意識とモラルを高め、自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が大切であり、惑わされることなく主体的、批判的に読み解く能力を高めることが、重要だと言われました。

また、その後、家の中、街の中でのイラストを配っていただき、グループごとに分かれて話し合いました。家の中では、家族バラバラで、テレビゲームをしている子、携帯で音楽を聴く子、お菓子を食べマンガを読む子、爪を切り新聞を読み縁側で昼食を一人で食べているお父さん、犬に乱暴しているお兄さんがいるかと思えば、寝たきりのおばあさんに食事を運ぶお母さんの姿がありました。他にも街の中のコンビニの前ですわりこむ人、公園で鳩にエサをあげているおじさん、けんかをしている子供、赤ちゃん連れでお話し中のお母さん達、また、イレズミの方おことわりの銭湯やグループホーム建設反対の看板や外国人入居可の建物もあり、皆で感じたことを発表し、改めて人権について考えさせられました。



桃山台地区委員会 副代表 服部 キヨミ さん

吹南地区現地研修会報告

加古川刑務所を訪ねて

吹南地区では、6月10日大型バスで加古川刑務所へ研修に行きました。加古川バイパス加古川ランプから東へ約1.5kmの所です。天気が良く暑い一日でしたが、31名の参加がありました。

加古川刑務所は一般区・交通区・女子収容区に区分けされ、それぞれが独立していて、一般区は犯罪傾向の進んでいない26歳以上の男子で、刑務10年未満の方が収容されています。工場ではそれぞれが割り当てられた作業をし、暑いのに冷房はなく、大変だと思いました。

交通区は一般受刑者と分離して、交通事犯の受刑者を収容する施設として設けられています。

女子収容区は女子受刑者の増加に伴い、2012年から本格的に収容が開始されました。一般区の居室には鍵が無く、余暇時間であれば、トイレ、集会室、洗心の間などには自由に行けるとのことで、一般の刑務所より管理が緩やかだと感じました。6人部屋と1人部屋があり、一人部屋は独房だと思っていましたが、そうではなくコミュニケーションが取れない方が入っておられるとのことでした。

作業室には冷房が無く、黙々と仕事をしてられました。

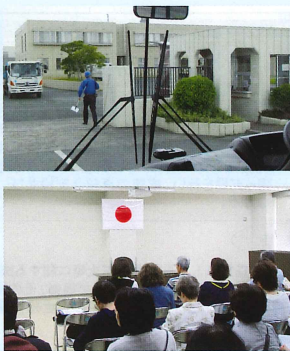
私たちの中には足の悪い方もおられ、又車椅子で移動の高齢者の方もおられましたが、最後まで見学できました。

見学の際、受刑者の方が爽やかに黙々と作業している姿が印象的でした。

法を犯してはいけませんが、過ちを犯してしまった人のためにこの加古川刑務所のような矯正施設が必要だと感じました。ここで、一人ひとりが心を立て直し、社会復帰して下さるよう願います。

この研修の目的である「法を犯した方の生活を体感し、法を順守し、一人ひとりが人権を尊重しあう一歩を踏み出す」ことができたと感じました。

吹南地区委員会 代表 松本 博雄 さん



あなたも人権啓発推進委員になりませんか!

人権啓発を目的に、各地区でいろいろな活動が行われています。あなたも人権啓発推進委員になって、一緒に活動しませんか。下記の人権協事務局までお問合せください。

発行/吹田市人権啓発推進協議会

事務局/吹田市 市民部 人権平和室内 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
電話 06-6384-1539 FAX 06-6368-7345
E-mail suitajinken@wi.kualnet.jp

吹田市 人権協だよ



じんけんネット吹田

No. 47

令和元年(2019年)10月

— 2019 —

人権フェスティバル

～地域から
心をつなぐ
人権の輪～

◆日時 12月8日(日) 13:30～15:30 (開場 13:00)

◆場所 関西大学 100周年記念会館 (阪急関大前駅 南口下車)

講演 「夢と絆」

講師 はすいけ かおる 蓮池 薫 さん

(新潟産業大学経済学部 准教授/北朝鮮拉致被害者)



■プロフィール

1957年新潟県柏崎市生まれ。

1978年、帰省していた新潟県柏崎市の海岸で、現在の妻・祐木子さんとともに袋詰めされて拉致される。24年間、北朝鮮での生活を余儀なくされ、人生の夢、家族の絆、命以外のすべてを奪われる。帰国後、1年間の市役所勤務を経て、新潟産業大学嘱託職員・非常勤講師として働くかたわら、中央大学に復学。勉学のかたわら翻訳者としての仕事をこなし、2005年に初訳書『孤将』を刊行。拉致問題解決のため、全国各地で講演活動を活発に行う。

2005年 初の訳書『孤将』を刊行

2008年3月 復学していた中央大学 卒業

2013年 新潟大学大学院博士前期課程 修了

2013年4月より 新潟産業大学経済学部 准教授に就任

■主な著書

訳書：ハル 哲学する犬、私たちの幸せな時間、トガニなど20数冊

著書：半島へ、ふたたび(新潮社)：新潮ドキュメント賞受賞

拉致と決断(新潮社) ほか

2019
市民ひゅーまんセミナー

ろうあ者を支える和太鼓

吹田ろうあ太鼓「和龍耳」の迫力ある演奏が始まり、会場は太鼓の響きのみ、感動と心の和らぎを与えられた時間でした。

和龍耳(わだつみ)とは、ろうあ者の人達の和太鼓クラブです。和…平和、龍…結成年の干支、耳…龍の下に耳をつけると、響の意味を持ちます。聴覚障がいのため、指導者の「眼」と「動作」で音、リズムを読み取り、演奏されるそうですが、計り知ることの出来ないバリアを乗り越え、各所で活動されています。見事でした。まさに「眼は口ほどに物を言い」そのものを感じ、聴こえない中に、広がる世界への挑戦を常に試み、健常者にエールを送られた感じがしました。

外見では、見分けのつきにくい障がいのため、誤解され、不自由は多々起こるようですが、生き方に自信を持ち、不自由さも淡々と笑顔で話された姿に心を捉え、地域での支え合い、助け合いが、日常的に活動されれば誰もが生きやすい世の中になるのでは…。

今回の演奏会は、人にやさしく、住みやすい社会の大切さ、障がいがあっても周辺からの支援があれば、何事も共有できることを知る良い機会でした。



山手地区委員会



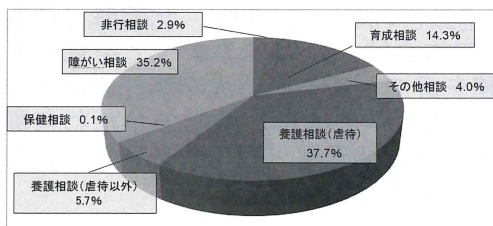
あしたの子どもと 家庭のために

『児童虐待と養護施設を考える』

「しつけ」や「教育」という名のもとで起こる児童虐待——。この児童虐待は児童の人権を著しく侵害しています。虐待は児童の心身の成長を阻害するものですが、最近の痛ましい児童虐待のなかには、児童が死に至る事案さえあります。児童を虐待から守る方法はないのでしょうか。虐待から児童を守るために相談するところは、どのように機能しているのでしょうか。また、児童を養護する施設はどこにあるのでしょうか。『こども家庭センター』を訪ねてみました。

2. 相談状況について

■平成29年度児童相談受付件数 30,151件



里親相談、青少年(概ね25才ぐらゐまで)相談、DV相談
生活福祉相談(池田、富田林、岸和田子家Cのみ)

◆障がい相談◆

- ・児童相談の相談種別の中で2番めに多い
H29年度 10,620件の受付件数
うち94.6%が知的障がい相談
- ・療育手帳の判定・認定 6,029件
- ・障がい児入所施設利用にかかる
受給者証の発行
- ・障がい児施設等入所児童の訪問調査

◆育成相談◆

- ・養護相談・障がい相談の次に受付件数の多い相談
(平成29年度4,302件)
- ・性格行動相談、不登校相談、適性相談、しつけ相談
- ・市町村等による相談体制の充実に伴い減少傾向

※不登校相談や性格行動相談の内容の複雑化
・ネグレクトなど養育に深刻な問題を伴う場合
・学習障がい、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、
高機能自閉症、アスペルガー障がいなど

1. 子ども家庭センターとは

- 児童福祉法第12条に基づく児童相談所
- 配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター・社会福祉法に基づく郡部の福祉事務所
- 児童相談の対象は18歳未満
(青少年相談は概ね25歳まで)
- 大阪府では6か所設置
(中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田)
- 職員はケースワーカー・心理・行政・医師・
看護師・栄養士・調理師等・保健師

◆養護相談◆

- ・保護者の家出、離婚、入院、死亡等により家庭での養育が困難な児童あるいは被虐待等養護にかかる児童の相談
- ・養護理由は、虐待(対応件数11,306件:養護相談の86.9%を占める)、保護者の心身の病氣、借金、家出等
- ・児童養護施設への入所や里親委託

◆非行相談◆

- ・H16年度より各センターに非行担当を配置
- ・「触法行為」「ぐ犯行為」
- ・問題種別…窃盗、家出浮浪、暴力行為、不良交遊、家財持ち出し、浪費等
- ・児童自立支援施設等への措置もあるが、多くは在宅における指導を行う
- ・少年サポートセンターや立ち直り支援室との連携による非行対策を実施

◆青少年相談◆

- ・概ね15歳から25歳を対象とする相談窓口
- ・平成29年度相談件数は 857件
- ・相談種別では性格行動相談が最も多い(28.7%)
- ・相談内容
性格行動相談…ひきこもり、対人関係、家庭内暴力
不登校相談…従来の心理的要因による不登校の他、
背景に発達障がい疑われる事例もある
非行相談…大半が高校生年齢の青少年。
外泊、夜間徘徊、交友関係

◆里親相談◆

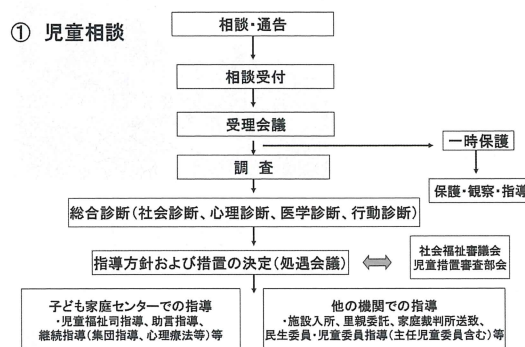
- ・里親希望者からの相談、調査～登録
- ・児童を受託中の里親子、ファミリーホームへの支援
(里親支援機関、里親支援専門相談員、里親委託等推進員との連携)
⇒社会的養護における家庭養護の推進

・はぐくみホーム(養育里親) 専門里親
・養子里親 親族里親

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

3. 相談の流れ

① 児童相談



家族再統合支援事業

児童虐待をしていた、あるいはするおそれのある保護者及び、被虐待児童・非行児童等特別なケアを要する児童への支援・指導プログラムの導入を通じ効果的な支援手法を確立することにより、児童虐待や非行等の再発を防止し、保護者及び児童の早期立ち直り支援を行い、家族の再統合支援並びに児童の自立支援につなげる。

背景

- 「児童福祉法」、「児童虐待防止等に関する法律」の法改正等により、第一義的な相談窓口を市町村が担当、その後方支援を担う児童相談所の権限が強化され、子どもの安全確保等、初期介入のための社会的な枠組みは整いつつある。
- しかし、初期介入後の「子どものケア」や「保護者への支援」など中長期的な再発防止の取り組みは充分ではない状況。

➡ 家族再統合に向けた取り組み

“はぐくみホーム”とは

“はぐくみホーム”は、大阪府の家庭の皆さんに一定期間(数週間～数年間)、子ども(乳幼児から若者まで)の育ちの場として家庭生活を提供していただく制度です。大阪府で生まれた全ての子どもが、住み慣れた地域にある家庭の中で成長していく、そんな当たり前の未来を目指して、わたしたちは日々活動しています。

◆虐待相談(※養護相談より抜粋)◆

児童虐待の内容 (児童虐待の防止等に関する法律第2条)

子どもの心身の健全な成長ならびに人格の形成に大きな影響を与える、重大な人権侵害であり、時には生命までもおびやかす行為

- ・身体的虐待
- ・ネグレクト
- ・心理的虐待
- ・性的虐待

経済的虐待

保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること

「大阪府子どもを虐待から守る条例」
平成23年2月1日施行

児童虐待の通告について

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、「児童虐待の防止に関する法律」により市町村、子ども家庭センター(児童相談所)に通告しなければなりません。

特に、学校の教職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならない、子ども家庭センターなどに通告しても職務上の守秘義務違反に問われません。

虐待通告専用電話 **06-6389-2099**

大阪府吹田子ども家庭センター(AM 9:00～PM 5:45)

夜間・休日 虐待通告専用電話 **072-295-8737**

(PM5:45～AM9:00及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始)

取材後記

昨年の地震以来、毎朝、地元の小学校の校門の前に立ち、小学生や幼稚園児に「おはよう」のあいさつを交わしています。なかなかうまくコミュニケーションが取れず苦笑いの日々なのですが、それでも回数を重ねるうちに、心を通わせるすてきな場面に出会えます。まさに「子どもたちから元気をもらえる」のです。

しかし、それは同時に「子どもたちの苦しみにふれる」機会もいやおうなしにもらってしまいます。毎日学校に来ることがそんなに簡単なことではないことをつくづく思い知らされます。「よその子」ではなく「うちの子」として心を通わそうと思うのですが、そう簡単にはいきません。

今回、「子ども家庭センター」の取り組みをお聞きする機会をいただきました。スタッフの方は「子どもたちの苦しみに寄り添う」プロです。なすすべのないと思われることと日々向き合っておられます。

プロにはかないませんが、われわれアマチュアも手をこまねてはいられません。地域の子どもたちは「わが子」ではないけれど「よその子」ではない、「うちの子」なんだ。なすすべはみんなで見つけるんだ。そうここに刻んで、これからも子どもたちとあいさつを交わしていこうと思います。

広報委員会